



牧草 一人 先生

略歴

- 1987年 大阪歯科大学卒業
京都府開業（牧草歯科医院：日本歯周病学会指導研修施設）
歯学博士（解剖学専攻）学位論文：ニホンザル下顎骨骨膜の微細血管構築
大阪歯科大学歯周病学講座，大阪歯科大学解剖学講座所属
大阪歯科大学解剖学講座講師（非常勤）
- 2001年 日本歯周病学会認定医取得（2002年専門医制度へ移行）
- 2010年 日本歯周病学会指導医取得

リグロス®を用いた歯周組織再生療法における 生物学的背景と臨床的キーポイント

大阪歯科大学解剖学講座／京都府開業
牧草 一人

遺伝子組換えヒト塩基性線維芽細胞増殖因子（bFGF, FGF-2）製剤「リグロス®」は2016年12月から日本国内で販売が開始された歯周組織再生剤（処方箋医薬品）である。リグロス®が画期的な点は、世界初の「歯周組織再生医薬品」として販売されたことおよび保険適応であるということの2点である。

当然ながら医薬品ということは、効能・効果に鑑みて適応症であることを慎重に確認し、用法・用量を厳密に守り使用するという極めて基本的なルールが存在する。つまり、歯周基本治療が終了後、再評価検査にて歯周ポケットの深さが4mm以上、骨欠損の深さが3mm以上の垂直性骨欠損がある場合が適応症となっている。さらに、使用法としては、歯周外科手術の経験がある歯科医師または医師が行う、歯肉剥離搔爬手術時に歯槽骨欠損部を満たす量を塗布するとされていることから、フラップ手術の臨床手技を習熟することはリグロス®の臨床成績を向上させるための重要な要素となる。次に、本剤が保険適応であるということは、歯周組織再生療法がより身近な治療法となり、多くの患者が歯周組織再生療法を受けるチャンスが増えたといえる。しかしながら、保険診療にてリグロス®を使用するには保険診療における歯周治療の流れに沿って外科処置を行う必要がある。術者の臨床的判断にて根面処理剤、骨補填材やメンブレンなどを併用する場合には、保険適応の是非や国内での薬事承認などについてもよく吟味する必要がある。加えて、添付文書には、術後に歯肉弁の著しい陥凹を生じると予想される骨欠損部位に対しては、他の適切な治療法を考慮することとされており、より重症度の高い症例においては、これまで用いられてきた様々な術式の併用を考慮することも考えられる。また、将来的には、適応外である歯周形成外科手術やインプラント治療（添付文書ではインプラント治療に関する有効性及び安全性は確立していないと記載されている）への応用も期待される場所である。

世界初、日本発の歯周組織再生医薬品という画期的な薬剤が臨床応用できるようになったことは大変素晴らしいことであり、長年に渡り本剤の「創薬」に関わってこられた多くの先生や研究者のご努力は大変なものだったのであろう。そして次のステップでは、この薬剤が広く普及し、その恩恵が多くの歯周病患者に届くことである。そのためには、私たち臨床医が本剤の特性を熟知し、正しく使用をすることで、その有効性や安全性をより高いものへと育てていく様々な取組み、つまり「育薬」が重要なテーマとなる。

医療に「魔法の杖」や「魔法の薬」は存在しない。本講演では、歯周治療の一環としてのリグロス®を用いた歯周組織再生療法について、生物学的背景と臨床的キーポイントを整理してみたいと考える。